

教育の情報化の推進に関する論点（案）

<補償金請求権について>

【論点 1】

授業の過程で行う異時の公衆送信（以下「異時送信」という。）を新たに権利制限の対象とすることとする場合（※）に、補償金請求権を付与すべきと考えるか。また、これまで無償であった複製（第35条第1項）及び同時公衆送信（同条第2項）（以下「複製等」という。）についてはどのように考えるか。これらについて、補償金請求権を付与すべき理由、また付与すべきでない理由についてどのように考えるか。

※議論のための仮の前提として、制度設計としては、現行第35条第1項と同様の要件（非営利教育機関、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」、「必要と認められる限度」、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は適用しない）を付すことを想定。

これまでの議論を整理すると、補償を要する範囲とその理由について、大まかには以下のとおりまとめられるが、これらのうちどの考え方及び理由付けを採ることが最も適当か。

ア 異時送信・複製等ともに無償とすべきとの意見

- 理由 a) 学校教育等の非営利教育には公益性があり、文化の発展に資するため、無償とすべき。
- 理由 b) 現行第35条が無償でできるのだからパラレルに考えれば異時送信も無償であるべき。
- 理由 c) (市場が形成されているものは一定の条件の下で権利制限の対象外とするとした場合、) 権利者に市場を形成するインセンティブを与えるため、無償とすべき。

イ 異時送信は少なくとも一定の範囲で有償とし、複製等は引き続き無償とすべきとの意見

- 理由 d) 異時送信は複製等の場合と違って物理的制約がなくなるゆえに利用の総量や頻度が増え、総体として権利者に与える不利益が大きくなるため、補償が必要。
- 理由 e) 現在無償となっている複製等を有償にすると教育現場の混乱を招くため避けるべき。
- 理由 f) ICTでのみ可能な利用又は現行第35条により可能な範囲を超える利用については、利用者が受ける便益が大きいため、権利者の負担とのバランスをとるため補償が必要。

ウ 異時送信・複製等ともに有償とすべきとの意見

- 理由 g) 非営利教育機関の行う教育活動に社会的意義（公益性）があるとしてもその過程で行われる著作物利用には本来的に補償が必要であり、海外の法制や国際条約とも合致する。
- 理由 h) 複製等についても利用量が多い場合もあり得るため、異時送信とともに補償金制度の対象とすべき。これまで複製等については、利用態様が零細であったこと及び補償金請求権の行使に係る取引コストが過大になることを理由として権利が付与されなかったものと理解すべき。

<本小委員会における意見>

[補償金請求権を付与すべきでないとする意見（複製等も異時送信も全て無償とする意見）]

- 「授業の過程」における使用については紙とデジタルを平行に考えると、35条の範囲内でデジタルもできるようにするのは当然無償。また、紙であれば家庭に持ち帰り予習復習ができるため、同様にサーバにアクセスできるという範囲内で、35条をやや拡大して無償で行うことに賛成。
- 市場が形成されている部分は、ライセンスにより特に負担を感じずに使える状況が確保されている場合、お金を払って使う体制を維持してもよい。一方、現状市場が形成されていない分野については、権利者に市場を形成させるインセンティブを与える意味でも無償で権利制限としてライセンス市場を形成したら金銭を取れるようにするという形で移行するという選択肢もありうる。【再掲】
- 権利者が被る被害はどれほどかという視点だけでなく、国全体としてどうすることが利益であるかという点からも検討すべき。

[補償金請求権を付与すべきとする意見]

- デジタル・ネットに特有の部分を検討した適切な手当を行うことは十分ありえる。権利制限に補償金や既に市場が形成されているものについてライセンスを組み合わせる等々をすることは、特に新しく広げていく部分については十分必要なことであり、既にビジネスを行っている方に対する配慮は、財産権上も必要。
- 無断利用について一定の利益分配をするのは、海外の法制度や国際条約（スリーステップテスト）とも合致する。
- 一般論として社会的意義の実現と権利者への利益分配を両立させるバランスのとれた規定のアイデアとして日本でも積極的に活用すべき。
- ライセンススキームがあればそれが権利制限に優先するという制度とすると、権利者側が使用料を自由に設定でき、事実上オプトアウトに近いことができることになったり、利用者が高額な使用料を支払うことになったりしてもいいのか。利用の相当額を支払う仕組みとしては、補償金制度という形でもよいのではないか。
- 教育だから無償で利用できるというのはおかしい。いい教育をするために利用する必要があるれば利用の方がよいので、自由に利用してお金が回るようにしてはどうか。
- 権利制限しても一定の利益がクリエイターに還元される工夫は既に現行法にもあるので、そのあたりをうまく組み合わせるとはどうか。現行第35条は補償金制度がついてないが、仮に補償金をつけるとすれば、その分だけ利益が還元されるから範囲は広くてもよいというような考え方もある。
- ICT活用教育の推進のためには紙に代替する公衆送信を認めたという消極的な対応でなく、積極的な利用を可能にすることが重要。その場合、補償金という枠組みで様々な形の教育目的の利用形態に対応できるようにしてはどうか。
- 教科書は補償金を払うが、関連して使用される著作物は対価を支払う必要はないとするのは難しいのでは。

[異時送信は少なくとも一定の範囲で有償とし、複製等は引き続き無償とすべきとする意見]

- 紙の場合と違って物理的制約がなくなるゆえにコピーの総量や頻度が増えるため、異時送信には補償金請求権を付与することが必要。
- 現行35条で限られた範囲で無償で行われているものを有償とすることは現実的でない。実際に無償としていたところに有償になると教育現場は混乱して授業ができなくなってしまう。
- 単に紙をICTに置き換える部分においてはICTでも補償金は不要。ICTでのみ可能なことは、従来の紙の場合、また紙をICTに置き換えた場合より利用者へに便益が大きいため、権利者の負担とのバランスから補償金を入れ

ることはあってもよい。

- 現行 35 条は利用の必要性を踏まえ著作権者に対する経済上の不利益が制限的であって問題ない範囲で許容されている。そこでは但書の縛りが大前提。そのうえで現在できているバランスを公衆送信に移行するだけであり、マーケットに必要以上の影響を与えるものは 35 条に入らない。そのため、35 条以上の積極的な利用はライセンスもしくは補償金とすべき。

[異時送信も複製等も全て有償とすべきとする意見]

- 教育機関における著作物の複製についての権利制限は社会的意義から正当化されるが、教育機関においてどれだけ複製されても権利者に何らの金銭的補償も不要でよいとはいえないため、複製についても補償金支払い義務を課すべき。
- 複製と公衆送信を理念的に切り分けることが無意味になるとすれば、全体にシンプルな仕組みとして補償金請求権を付与することで対応してはどうか。
- 従前の紙のコピーについても量が多い場合があり得るため、紙の場合を補償金対象にしないのは平仄を欠くことから、紙も電子も補償金制度の対象とすべき。ただし、小中学校の 1 クラスの中で人数分だけコピーするようなケースは事実上補償金がゼロになるという運用が望ましい。
- 35 条は学校教育の公共性から権利制限がなされていると考えられ、本来はそれにより失われる著作権者の利益に対して補償金請求権を与えてもよかったのかもしれないが、使用の態様が零細また取引コストが賄えるかにおいて補償金制度は入れられなかったと理解すべきでないか。この前提からは異時送信に補償金請求権を認めると紙についても適用しないという根拠はなくなる。

【論点2】

仮に補償金請求権を付与することとする場合、補償金請求権の行使（著作権者の搜索や補償金額の交渉）に係る手続費用の観点から、どのような制度設計及び運用を確保することが必要か。

これまでの議論を整理すると、仮に補償金請求権を付与することとする場合、補償金請求権の行使に係る手続費用の低減を図るため、例えば、単一の団体が補償金の徴収分配を担うこととし、簡便かつ簡明な方法で補償金額の算定を行うような仕組みを用意することが求められていると考えられるがどうか。

<本小委員会における意見>

- 補償金について考える上では取引費用が大きな問題としてある。事実上個別の契約ではできないため、取引費用を考えた上で検討することになる。
- 35条は学校教育の公共性から権利制限がなされていると考えられ、本来はそれにより失われる著作権者の利益に対して補償金請求権を与えてもよかったのかもしれないが、使用の態様が零細また取引コストが賄えるかにおいて補償金制度は入れられなかったと理解すべきでないか。【再掲】
- 徴収・分配の方法として私的録音録画補償金制度のような制度がありうる。例えば学生一人当たり年間で一定額を徴収し、サンプル調査を基礎に権利者団体を通じて分配する仕組みが考えられる。税金のように徴収し、分配の際は孤児著作物があることも考え、何割かは公益目的で使用することも考えられるのではないか。
- 補償金制度とライセンスによる利用は理論的には別でも実際のスキームとしては一緒に考えないといけない。補償金制度について、何らかの方法で金銭的調整をするという意味でコンセンサスがあっても、具体的な制度設計を考えていくと、実際に行使されるものとするには、包括的なライセンスの枠組みを作らないとうまく機能しないのではないか。諸外国の制度では権利制限の対象のものもそうでないものも包括ライセンスの中で利用が可能であり、そのような具体的なスキームを詰めていくと幾つかの問題も解決するのは。
- 補償金請求権のような仕組みの導入の検討は、これがどういう運用ができるかというところにも係っているので、運用面における現状の環境や体制、必要な改善すべき問題も踏まえつつ、今後検討を進めていくべき。
- 補償金の額については、例えば教育機関の利用実態を踏まえて、ステークホルダーの間での協議をベースに決めていけばよい。
- 補償金請求権を付与しても、孤児著作物については、（徴収・分配の）実務上の問題が残る。